

# 令和4年厚木市農業委員会4月定例総会議事録

日 時 令和4年4月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時40分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人                      2番 松 野                      勝

3番 内 海 則 行                      4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤                              隆                              6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文                      8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司                      10番 松 前                      進

11番 三 橋 澄 夫                      12番 早 川                      暁 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告17件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告19件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告2件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告5件)
- 6 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 9 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について (58件)
- 10 議案第20号 「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び  
「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和4年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の山川宏司委員と10番の松前進委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月11日から4月11日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和3年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で6件、8筆、面積は490平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で2件、2筆、面積は497.34平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、8件、10筆、987.34平方メートルでございます。

令和3年4月1日から令和3年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、151件、218筆、面積は59,675.60平方メートルでございます。

続きまして、令和4年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で4件、6筆、面積は2,547.04平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で5件、6筆、面積は1,199平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、9件、12筆、3,746.04平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月11日から4月11日までに受付したのものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和3年度分の処理状況でございます。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ79筆、面積は延べ34,033.88平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

次に、令和4年度分の処理状況でございます。

被相続人は3人、農地の所有権を取得された相続人は4人、筆数は延べ11筆、面積は延べ7,084平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件です。

土地の所在地につきましては、下荻野字寺之下1筆、地目は畑、面積は1,371平方メートルの内396平方メートルでございます。

貸人は中荻野にお住まいのAさん、借人は中荻野にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、令和4年3月30日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件です。

1番の証明願提出者は、戸田にお住まいのCさんです。

令和3年6月8日、父のDさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、戸田字沖2筆、同字小柳2筆、同字廣町2筆、同字下沖1筆及び同字鶴田1筆、登記地目は田及び畑、合計面積3,294平方メートルの生産緑地地区に指定されている農地及び市街化調整区域内農地です。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、3月23日付けで適格者証明を交付したものでございます。

続きまして2番の証明願提出者は、戸田にお住まいのEさんです。

令和3年7月27日、父のFさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、戸田字下沖7筆、同字鶴田7筆及び同字鈴木田15筆、登記地目は田及び畑、合計面積は16,038平方メートルの内15,959.25平方メートルの市街化調整区域内農地です。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、4月5日付けで適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は5件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのGさん、対象地は、飯山字外堀1筆及び同字石倉1筆、登記地目はともに畑、合計面積は308平方メートルです。

外堀1筆につきましては、平成元年までは農地として耕作されておりましたが、隣接地に住宅が建築された際、その敷地に取り込まれ、現在に至っているものです。

また、石倉1筆につきましては、平成12年までは農地として耕作されておりましたが、隣接地に住宅が建築された際、その敷地に取り込まれ、現在に至っているものです。

平成24年度固定資産評価証明書で、2筆とも宅地課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、3月3日に山川委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、3月29日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続きまして2番でございます。

証明願提出者は、東京都中央区新富1丁目のH株式会社、代表取締役Iさん、対象地は中荻野字勘造淵1筆、登記地目は田、面積は148平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和57年5月、売買予約による所有権移転請求権仮登記がなされ、隣接するゴルフ場の緩衝地として利用され、現在に至っているものです。

法人が所有権を取得した事由は、平成16年8月の時効取得となっております。

平成24年度固定資産評価証明書で、雑種地課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、難波委員へ資料による確認を依頼したところ、2月25日、農地に該当しないという判断をいただいたことから、3月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続きまして3番でございます。

証明願提出者は、東京都中央区新富1丁目のJ株式会社、代表取締役Kさん、対象地は中荻野字鷺坂2筆、登記地目は全て田、合計面積は1,718平方メートルです。

これらの土地につきましては、昭和45年11月、売買予約による所有権移転請求権仮登記がなされ、隣接するゴルフ場の緩衝地として利用され、現在に至っているものです。

法人が所有権を取得した事由は、平成26年8月と平成19年11月の時効取得となっております。

平成24年度固定資産評価証明書で山林地課税されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、難波委員へ資料による確認を依頼したところ、2月25日、農地に該当しないという判断をいただいたことから、3月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続きまして4番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのLさん、対象地は七沢字上谷3筆、登記地目は畑及び田、合計面積は1,112平方メートルです。

これらの土地につきましては、平成10年頃までは畑として耕作されていましたが、同年、資材置場として貸し出され、現在に至っているものです。

平成23年度撮影の航空写真で資材置場として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に資料による確認を依頼したところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、3月29日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に5番です。

証明願提出者は、栃木県宇都宮市富士見が丘2丁目にお住まいのMさん、対象地は及川字寺ノ上7筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,676㎡です。

これらの土地につきましては、昭和42年8月頃、隣接する住宅が増築された際、その敷地として利用され、現在に至っているものです。

平成21年度撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、4月7日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告に対し、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございますが、対象となる農地は酒井字新宿2筆、地目はともに畑、合計面積895平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのNさん、受人は同住所にお住まいのOさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、露地野菜及び果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続きまして2番でございますが、対象となる農地は三田字十日市場1筆、地目は畑、面積は264平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのPさん、受人は三田にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

最後に3番でございますが、対象となる農地は、船子字長ケ町1筆、地目は田、面積は773平方メ

一トルでございます。

渡人は酒井にお住まいのRさん、受人は川崎市麻生区万福寺4丁目にお住まいのSさんです。農業経営安定のための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び両親の3人です。

なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員

よって、日程6、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地は酒井字中堰1筆の一部、地目は畑、面積は442平方メートルの内55.27平方メートルです。

申請人は酒井にお住まいのTさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

申請人は、酒井で電気設備工事業を営むU株式会社から、新たに従業員を雇用したことにより、2台分の駐車場が必要となったため、事業所から近い申請地を駐車場として貸してほしい旨の要請

を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砕石敷し、車両2台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側は既存コンクリートブロック1段積を利用、西側及び北側はコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続きまして2番でございますが、対象となる農地の所在は、飯山字三ツ沢3筆、地目は田及び畑、合計面積は992平方メートルです。申請人は綾瀬市吉岡にお住まいのVさんです。

本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

申請人は、海老名市で土木、建築工事の調査、企画、設計、管理、施工並びに請負業を営む株式会社Wから、業務拡大により、現在利用している資材置場が手狭になったため、主な取引先の建設現場から近く交通の便が良い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び北側は山林、南側は資材置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に浸透性アスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砕石敷し、コンクリートや塩化ビニール等の資材の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、計画地の周囲にコンクリートブロック、擁壁及び土留鋼板を新設、北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、申請地の中央付近に市施工の獣害防護柵が設置されていましたが、農業政策課と協議した結果、土地利用計画図のとおり移設することになっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております。現在、手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]



<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございますが、対象となる農地は飯山字西台1筆、地目は畑、面積は612平方メートルです。

受人は座間市小松原2丁目にお住まいのXさん、渡人は相模原市中央区淵野辺1丁目にお住まいのYさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に2以上の教育施設がある第3種農地です。

受人は土木業を営む個人事業主で、現在借りている資材置場を返却しなければならなくなったため、現在の資材置場と同規模で、主な取引先の事業所からも近い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側及び南側は道路及び宅地、西側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側市道中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を南側に幅約8メートル設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、コンクリート製品や単管パイプ等の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側市道付近は高さ1.75メートルのH鋼及びコンクリート矢板若しくは高さ1.2メートルの重力式擁壁を新設、そのほか周囲に高さ50センチメートルから70センチメートルの単管及び鋼板矢板を新設、西側及び北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象とな

っており、現在、手続中となっております。

続きまして2番でございますが、対象となる農地は三田南三丁目1筆、地目は畑、面積は233平方メートルです。

受人は及川2丁目にお住まいのZさん、渡人は三田南2丁目にお住まいのaさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は厚木秦野道路建設事業により、現在の自宅が収用されるため、自宅から近い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側及び南側は畑、西側は道路、北側は駐車場に接しております。

土地利用計画図によりますと、西側市道中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を西側に幅約8メートル設け、自己住宅を建設する計画となっております。隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ40センチメートルタイプのコンクリートブロック若しくは高さ1メートルの鉄筋コンクリート擁壁を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては公共下水管に接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続済みとなっております。

最後に3番でございますが、対象となる農地は下川入字十六ノ域1筆、地目は畑、面積は1,000平方メートルです。

受人は株式会社b、代表取締役cさん、渡人は愛川町中津にお住まいのdさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており周辺農地の広がり下限面積以下の第3種農地です。受人は車両、重機及びその部品の輸出及び国内販売業務を行う法人で、厚木市内では及川や下川入で約4,000平方メートルの車両置場を利用していますが、国内外の中古車需要が上昇しており、車両を保管しきれないため、現在の置場から近い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側は資材置場、西側は畑、南側は道路、北側は倉庫及び車両置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側市道中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を南側に幅約6メートル設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷し、車両24台分の置場を建設する計画となっております。隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側は高さ1メートルの鋼板製フェンスを新設、南側は地先境界ブロックを新設、西側及び北側の一部に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象とな

っており、現在、手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。  
よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

<難波委員>

それぞれ接道について、道路のセットバックが中心から2.5メートルとのことで、将来的には5メートルの道路幅員になるということだと思うが、その基準は何か。

<農地管理係主事>

道路後退は、住みよいまちづくり条例に基づくものであり、当該条例の対象となる開発行為は、元道中心から2.5メートル後退することとされています。

<松前委員>

1番について要望なのですが、地図を見てもよくわかるように、住宅地や学校にも近く、道路幅員も狭い、交通量もある。東側の道路は現状自動車は通行できない。南側の道路はそんなに広くもなく、カーブもあるため、くれぐれも注意していただきたいと考えます。

<農地管理係主事>

松前委員のおっしゃるとおり、小中学校も近く、子供たちの往来も多い地域となります。業者としても、登下校の時間帯には出入りを出来る限り控えると聞いております。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。  
なお、本議案は58番までございますが、1番については、井上委員が関係する事案です。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、井上委員の退室を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は、上依知にお住まいのeさんでございます。

対象となる農地は山際字中神1筆、同字六貫田3筆及び同字田中2筆、地目は全て田、合計面積は4,063平方メートルです。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権で、更新設定でございます。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

以上、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定されました。

ここで、井上委員を入室させてください。

〔井上委員入室〕

〈議長〉

それでは、日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から58番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

続きまして、日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から58番までを御説明申し上げます。

2 番から58番までの合計は、57件、70,777平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が55件、87筆、68,603平方メートル。賃借権が 2 件、2 筆、2,174平方メートルです。

地目別では、田が38件、64筆、53,106平方メートル、畑が19件、25筆、17,671平方メートルです。利用目的別では、水稻35件、普通畑、野菜畑22件です。

契約期間別では、3 年間で46件、6 年間で10件、9 年間で 1 件、新規設定は14件、更新設定は43件でございます。

なお、2 番から58番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から58番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 9、議案第19号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から58番までについては、原案のとおり決定されました。

次に、日程10、議案第20号『「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、先般、農政対策検討会において協議・検討がなされておりますので、三橋担当理事から説明をお願いしたいと思います。

<三橋担当理事>

本件につきましては、県農業会議が行う、令和5年度に向けた県知事への建議のための当農業委員会の要望、意見となっております。

3月25日開催の農政対策検討会で、昨年度提出した要望について、今年度も継続して提出するべきと判断をいたしましたので、要望の提出についてお諮りするものでございます。

詳細は事務局から説明させますので、よろしくお願いたします。

<議長>

三橋担当理事、ありがとうございました。

続いて、事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

御説明いたします。

本件につきましては、1月に県農業会議から取りまとめ依頼があり、2月全員協議会の資料送付により、委員の皆様には要望・意見案の提出をお願いさせていただいたものです。

委員の皆様からは要望・意見案の御提出はありませんでしたが、先ほど三橋委員から御説明いただいたとおり、3月25日に農政対策検討会を開催し、昨年度提出した要望・意見について、令和5年度に向け、継続して提出するか否かを協議いただきました。

検討会においては、「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」である、かながわ農政の推進についての鳥獣被害対策について、継続して提出するべきとの御判断をいただいたものでございます。

その内容は、「鳥獣被害による農作物被害は、農業者の営農意欲を喪失させ、遊休・荒廃農地の発生原因となっている。また、荒廃農地と併せ荒廃した里山は、鳥獣の格好なすみかとなっている。」ことを理由として、「ニホンザルについては、計画的な捕獲により被害が減少しているが、イノシシ・ニホンジカ・アナグマ等による被害も多く、生息数が増えていることから駆除を行うよう対策を講じること。また、駆除対策と並行し、里山を適切に管理できる手法を考えること。」というものです。

本日は、この要望について、県農業会議に提出してよろしいかをお諮りするものでございます。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、本月末までに県農業会議に報告する予定となっております。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願いたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第20号『「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第20号『「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出』については、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和4年4月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---